

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 85 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 8（第 2 条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料			別表第 8（第 2 条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定による道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付	保管場所証明書交付手数料	[略]	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付の申請に対する審査	保管場所証明書交付申請手数料	[略]
			2 法第4条第1項ただし書の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請に対する審査	保管場所証明通知申請手数料	2,200円
2 保管場所標章の交付	[略]		3 法第6条第1項（法第7	[略]	

		<u>条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）</u> の保管場所標章の交付	
<u>3</u> 保管場所標章の再交付	[略]	<u>4</u> <u>法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）</u> の保管場所標章の再交付	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成19年1月29日から施行する。
- 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の<u>規定に基づき行われる申請等</u>に係るものは、規則で定める方法により徴収する。</p>	<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、<u>法令又は条例の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用して行われる申請等</u>（申請、届出その他の法令又は同条例第2条第1号に規定する条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる</p>

通知をいう。)に係るものは、規則で定める方法により徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分である。